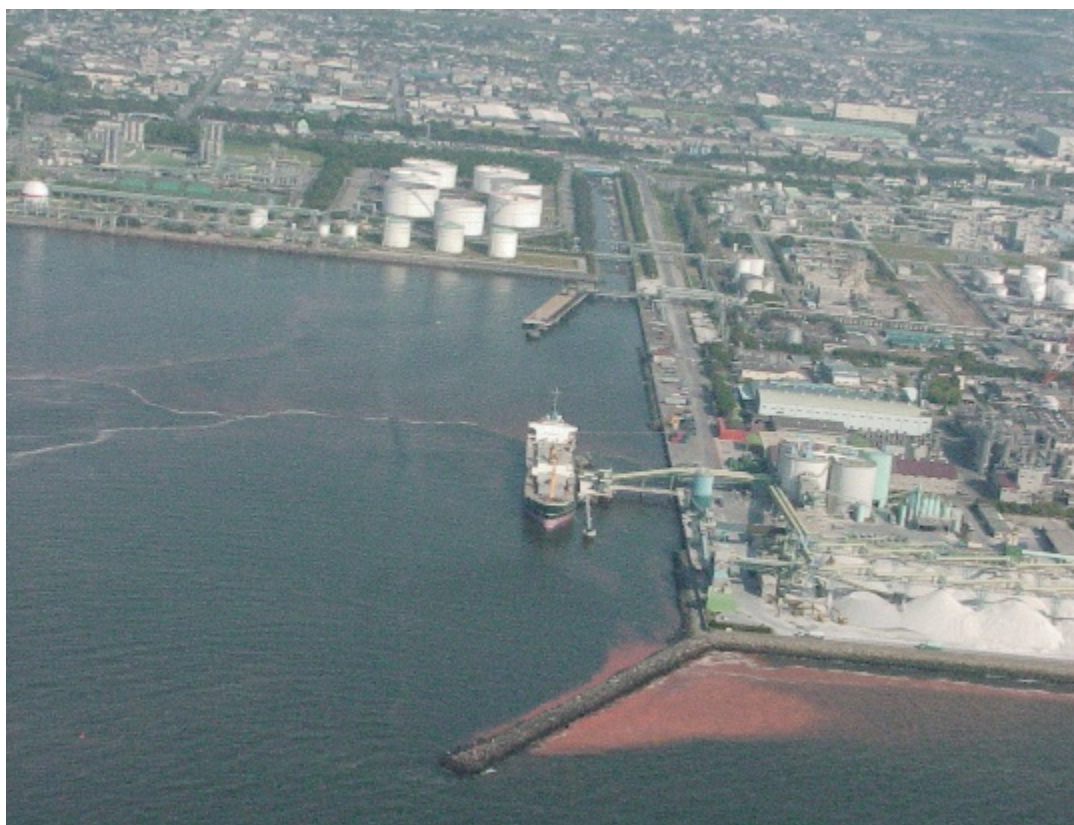


単独浄化槽をお使いの皆様へ ～特定既存単独処理浄化槽の除却・命令について～



かけがえのない環境を未来へ



令和元年、**浄化槽法** が一部改正されました。

そのまま放置すれば、生活環境の保全及び公衆衛生上、支障が生ずるおそれがあると認められる、単独処理浄化槽を「**特定既存単独処理浄化槽**」に指定し、県知事が、除却及び公衆衛生上必要な措置をとるため、**勧告・命令**を行うことができる。

命令に違反した者は、**三十万円**以下の罰金に処する。

(令和2年4月施行) 「浄化槽法附則より」

公益社団法人・神奈川県生活水保全協会

横浜市磯子区洋光台6-1-1 洋光台ファミリーコアビル3F / 理事長：遠藤員広 担当：渡辺賢治(中央支部長)

TEL：045-830-5720 FAX：045-830-5722



特定既存単独処理浄化槽とは

現在ご使用の浄化槽で、トイレの排水のみを処理するものを、**単独処理浄化槽**と言いますが、老朽化などにより、そのまま放置すれば生活雑排水の垂れ流しのみならず、公衆衛生に支障を生じる可能性のあるものを「**特定**」するものです。

老朽化した既存単独浄化槽



腐敗槽隔壁の腐食による劣化



槽内の腐食により破損した平面酸化床



腐食により破損した散水ろ床樋部(2例とも)

コンクリート製浄化槽は、50年以上前に設置されたものが多く、老朽化などにより、性能が著しく低下している可能性があり、特定既存単独処理浄化槽に指定される可能性が高いと判断されます。



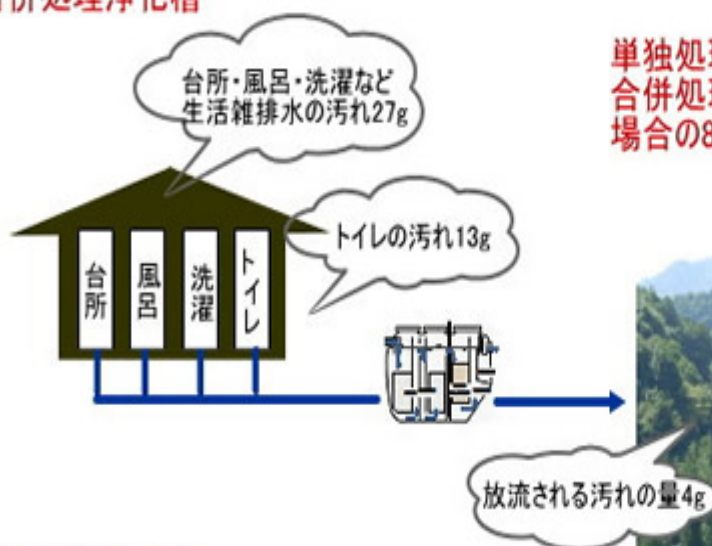


特定既存単独処理浄化槽の判断は

法定検査の結果を基本としつつ、法定検査**未受検**の浄化槽も、浄化槽台帳整備や協議会による関係者の情報提供を通じて、対象の絞り込みを行います。また、悪影響の程度が高い場合は、法定検査と並行して**行政自ら立ち入り検査**を実施する事で、措置を迅速に講じる事が盛り込まれています。

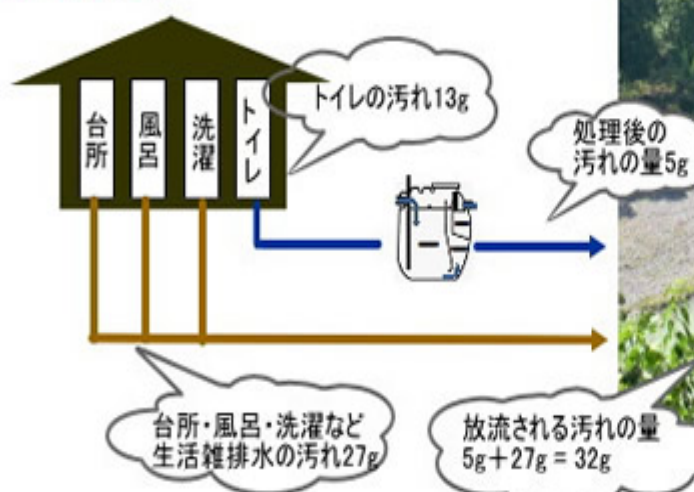
単独処理浄化槽・合併処理浄化槽のBOD除去率の比較

合併処理浄化槽



単独処理浄化槽の放流水は
合併処理浄化槽の
場合の8倍も汚れている!!

単独処理浄化槽



単独浄化槽は、トイレの排水のみを処理する装置で、他の生活排水は、**垂れ流し**です。しかも「老朽化」で、**トイレ排水**すらまともに処理できない事例が、多く見られます。

早急に「合併処理浄化槽」への転換が求められています。

※入れ替えにかかる費用の補助制度を設けている場合がありますので、お住まいの市町村の担当部署にお問い合わせ下さい。



改正・浄化槽法附則

定既存単独処理浄化槽に対する措置（令和2年4月1日改）

- 第十一条 都道府県知事は、既存単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）であって、第十一条第二項の規定において準用する第七条第二項の規定による報告その他の情報から判断して、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が適正な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関し必要な事項は、環境省令で定める。
- 5 第三項の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

単独浄化槽（みなし浄化槽）について法定検査を実施したものについて、

①設備状況が望ましくないもの

（検査判定で「おおむね適正」、「不適正」であり、主に駆体や内部装置の損傷等認められるもの）

②水質の維持が難しいもの（主に①の原因による。）

につきまして、改善について行政機関より助言や指導、勧告を行う事ができる事となりました。また勧告が行われた後の改善が行われない場合、措置に対する命令が行われる事となり、直罰規定も設けられています。

既存の単独浄化槽（みなし浄化槽）は、設置より50年以上経過しているものもあります。（「全ばっ気」、「散水ろ床」、「平面酸化」と呼称される処理方式のものが該当します。）

改善（補修）を行う場合でも、合併浄化槽への転換を行う場合でも相当の費用がかかります。

既設の浄化槽は現況のとおり長期に渡り使用しているものであり、下水道等の排水処理設備が完備されない限りは今後も浄化槽を使用する事となります。

適時転換等の措置について検討されますようお願いいたします。